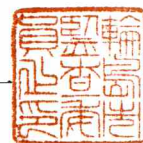


輪島市監査公表第40号

令和2年2月10日付発監査第334号の監査結果報告に基づき、
輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条
第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月27日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





発上第 1 3 1 号
令和 2 年 2 月 2 5 日

輪島市監査委員 高森 宝一 様

輪島市監査委員 大宮 正 様

輪島市上下水道事業
輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

監査対象機関 上下水道局

監査執行年月日 令和元年12月25日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①滞納繰越分の整理について 下水道事業において、過年度分収納額と滞納繰越収納済額に相違がみられた。現年度及び過年度分収納、未納額、滞納繰越額の精査は複数人とするなどの対応を行うこと。</p>	<p>料金徴収に関わる業務は、主に料金係3名と庶務係2名で行っている。現年度及び過年度分収納、未納額、滞納繰越額の精査については2つの係でより慎重に行いたい。 滞納額についても、裁判所で手続きを行う支払督促の制度を利用する等して減少に努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>